

令和 3 年 1 月 26 日



担当部署	地域医療政策室
担当者	金沢・大崎
電話	077-581-0201
FAX	077-581-1628

産婦人科医院開設に係る事業費補助金制度の創設について

1 趣旨・目的

令和 2 年 11 月より市内に分娩のできる医療機関がなくなったことを受け、市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めることを目的として、市内に分娩施設（病床）を有する産婦人科医院を開設しようとする医師または医療法人に対し、開設に要する経費の一部について補助金を交付する制度を令和 3 年 2 月から開始します。

2 対象要件

次のいずれにも該当する医師または医療法人とする。

- (1) 市内に分娩のできる 10 床以上の入院施設を有する医院を新たに開設し、継続して 10 年以上産科医療を行う見込みがあること。
- (2) 産婦人科または産科の臨床経験を 5 年以上有すること。
- (3) 市の保健事業、子育て支援事業等の地域医療活動を積極的に行うこと。

3 補助金額等

(1) 補助対象経費

土地建物取得費・改修費、本体工事費（新築）、医療機器・備品購入費、賃借料（リース料）

(2) 補助金額

補助金額は、補助対象経費の総額の 2 分の 1 以内の額（その額が 5,000 万円を超えるときは、5,000 万円）とする。なお、賃借料（リース料）については、上限を年額 500 万円とし、10 年間交付できるものとする。

3 その他

要綱の施行から令和 8 年 3 月 31 日までの期間で 2 施設の開設を目標とする。